

# 学位論文要旨

学位論文題目 中国における義務教育に関する実証的・法的考察  
—質の高い義務教育の実現に向けて—

申請者氏名 金 海燕

本論文は素質教育（人の心身の最も基本的な資質を発達させる教育）と道德教育（児童・生徒の品德を育成する教育）を糸口として、義務教育（国から学齢児童・生徒に対する教育法に基づいた教育）の実態調査を通して問題発見に至り、さらに問題検証のためのインタビューを行って、現在中国における義務教育の問題点を明らかにしたとともに、問題の要因分析を行い、実証的・法的考察を踏まえて、質の高い義務教育の実現を目指すための改善策について自分なりに試みたものである。

近年、中国は急速な経済発展を遂げて、ますますグローバル化して、国際社会に存在感を示しつつあるが、急激な経済成長に伴い、義務教育段階の「教育格差」、「均衡ある発展」、「素質教育」と「道德教育」などの課題が教育全般に関わる問題として注目されるようになった。

そこで、本論文は、上記のような時代背景を意識しつつ、まず、中国の教育法全体に対する理解と体系的な構成の整理を通して、教育立法の特徴と問題点を明らかにする。次に、義務教育法の改正の背景、理由および特徴を明らかにし、改正前後の比較を通じて新設された法律条項からその立法意義を捉え直すと同時に、法制定における新たな問題点を析出し、検討の素材を提示しておく。さらに、学校教育の制度、現状を公式の統計データからマクロ的に把握し、義務教育の現状とその問題点に対し自ら行った実態調査やインタビューに基づき実証的・法的考察を行う。最後に、今後質の高い義務教育の実現に向けての提案を試みる。

具体的には、以下のように構成されている。

序論では、本論文の背景と目的を明らかにし、先行研究の検討を行う。

第1章では、中国の教育法全体について概観するとともに、実定法における義務教育の関連規定を明らかにする。中国教育法制化の歩みと教育立法体系の特徴を明らかにし、教育立法上の課題を抽出する。その上、現行法における義務教育関連規定を日本法を交えて概観することにより、義務教育の抱える諸課題を整理する。

第2章では、第1章における教育法全体へのマクロ的なサーベイを踏まえ、義務教育法の改正前後の比較検討を通じて、現代中国の義務教育の制度、基本原理の法的保障を明らかにする。義務教育法の改正の背景、理由、特色の視点から分析・検討し、改正および新設された法律条項からその立法意義を捉えてみる。

第3章では、まず、学校教育制度および義務教育を含む学校教育全体の進展概況を公式統計の数値から鳥瞰し、中国の教育現状を小中学校の在校生、学校数、教員の数、教員と生徒（児童、学生を含む）の比率、教育予算の状況など、できるだけ詳細に網羅しながらマクロ的にとらえていく。そのうえ、これらのデータ分析を踏まえて、義務教育の現状問題を指摘しておく。

第4章では、自ら行ったアンケート調査とインタビューの結果に基づき、法制化された素質教育と道德教育の実施実態を解明・検証する。第1節において、カリキュラムの実施の視点から素質教育の教育現場における実施実態をミクロ的に検証し、問題点を抽出する。第2節において、義務教育段階における道德教育に焦点をあてる。義務教育の重要な一環であると同時に、種々の見解の相違がある道德教育について、その進行状況をリアルに把握し、問題点を浮き彫りにする。

第5章では、これまで明らかになった義務教育の実態に基づき、中国義務教育に関する

全面的な実証的・法的考察を行う。具体的には、素質教育と道德教育の実証的な考察を踏まえ、教育法整備の必要性について論じる。そのうえ、中国の教育立法体系に存在する問題点および義務教育の現状分析により明らかになった諸課題を踏まえ、教育法整備についていくつかの方向性を提示する。さらに、義務教育立法の再整備と執行の確保という二つの角度から義務教育の改善と、今後の義務教育法制化および義務教育の質向上のための提案を示す。

最後に、論文全体のまとめと今後の課題について述べる。

本論文の考察により明らかにした点は、次のように要約できる。

(1) ここ 30 年、教育法の次第的な整備と法意識の提唱により、義務教育の量的普及が実現できたものの、素質教育や道德教育の実状に象徴されるように質の保証まで確保できていない。

すなわち、「応試教育」に対する批判・反論として提起された素質教育は、13、4 年も前よりすでに指摘されたカリキュラム編成科目が多すぎることなどの古い課題が依然として存在し、今日においても克服されていない。また、今日の義務教育の現場において、「陰陽時間割」に象徴されるように素質教育が理念通りに実現できず変容してしまっている。同時に、道德教育については、次のような指摘が可能である。現行の小中学校道德教育要綱の教育内容の少なくとも一部分は現実社会と離反している。従来 of 愛国主義、抽象的な政治教育および知識主義である道德教育方針は、すでに道德的な現代社会作りにそぐわない。道德教育は抽象的に過ぎ、知識化され、実践力が乏しく、子どもの受容性が低い。学校と地域社会の緊密な連携・協働を生かした実践的な道德教育の展開が不十分であり、道德教育に対する学校と教師の重視度が低い。

(2) 実態調査とインタビューの結果に基づき点検・検証した結果、中国では素質教育と道德教育が再三にわたって強調されたものの、これらの指導指針となる国の「基準」、「要綱」自身に欠陥が存在することが明らかになった。

(3) 中国の教育立法について、タテとヨコ二つの方向から理論分析した結果、教育法制化の遅れ、法体系の不備、立法技術の立ち遅れ、さらに法の執行力が弱いなどの問題点が浮き彫りとなった。教育発展の推進に教育法の整備が喫緊の課題であり、法体系の整備に取り組むことが今後中国の教育改革上必要不可欠な課題であるという結論に至った。そのうえ、「教育投入法」(教育経費投入法)をはじめ義務教育関連法の立法の加速、現行義務教育関連法の適時改正、全国人民代表大会と常務委員会の主導的な地位の発揮と強化、法執行を確保するためのメカニズム作り(意識アップ、「問責」の規範化、教育監督の強化)、法律条文の適正性、厳密さへの配慮などを提言した。

(4) 中国における義務教育の抱える諸課題の根源を探ってみれば、義務教育に係る現行法が理念通りに徹底されず形骸化されていること、また法の整備不足が非常に深刻であることが目に付く。これらの課題を徹底的に解決しない限り、素質教育および道德教育はただのスローガンに帰する。今後の中国にとって、質の高い義務教育を実現させるためには、現行制度にメスを入れて、抜本的な改革が必要である。

中国の義務教育は教育法という大きな法環境の整備により、はじめて現状問題の順次改善が保障され、次第に進化できると信じる。

今後、日本をはじめ諸外国における義務教育制度にも視野を広げて、引き続きこの課題に取り組んでいく。

## 学位論文審査の概要と結果

報告番号	東アジア博 甲 第 133 号	氏 名	金 海燕
論文題目	中国における義務教育に関する実証的・法的考察 —質の高い義務教育の実現に向けて—		

**(論文審査概要)**

本論文は、教育格差の激しい中国の実状を踏まえ、義務教育（国から学齢児童・生徒に対する教育法に基づいた教育）の実施を「素質教育」（人の心身の最も基本的な資質を発達させる教育）と「道德教育」（児童・生徒の品德を育成する教育）を切り口にして実態調査とインタビューを行った上で、教育の質向上を図る義務教育に関して実証的・法的考察を試みようとするものである。

具体的には、以下のように構成されている。

序論では、本論文の背景と目的を明らかにし、先行研究の検討を行う。

第1章では、中国の教育法全体について概観するとともに、実定法における義務教育の関連規定を明らかにする。まず、中国教育法制化の歩みと教育立法体系の特徴を明らかにした上で、在来研究を踏まえ、教育立法上の課題を抽出する。その上で、現行の実定法における義務教育関連規定を日本法を交えて概観することを通じて、「憲法」と「教育法」に謳われる「教育を受ける権利」、「素質教育」、「教育の機会均等」などの基本原理の基に、義務教育の課題を整理する。

第2章では、義務教育法の改正前後の比較検討を通じて、現代中国の義務教育の制度、基本原理の法的保障を明らかにする。本章と第1章は第3章から第5章までに対していわゆる土台作り当たる部分であるため、義務教育法改正の背景、理由、特色の視点から分析・検討し、改正および新設された法律条項からその立法意義を捉えてみる。

第3章では、まず、学校教育制度および義務教育を含む学校教育全体の進展概況を統計数値から鳥瞰し、中国の教育現状を小中学校の在校生、学校数、教員の数、教員と生徒（児童、学生を含む）の比率、教育投資の状況など、できるだけ詳細に網羅しながらマクロ的にとらえていく。そのうえ、これらの数値データの分析を踏まえて、義務教育の現状問題を指摘しておく。

第4章では、自ら行ったアンケート調査とインタビューの結果に基づき、法制化された素質教育と道德教育の実施実態を解明・検証する。第1節において、カリキュラムの実施の視点から素質教育の教育現場における実施実態をミクロ的に検証し、問題点を抽出する。第2節において、義務教育段階における道德教育に焦点をあてる。義務教育の重要な一環であると同時に、種々の見解の相違がある道德教育について、その進行状況をリアルに把握し、問題点を解明する。

第5章では、前章で明らかになった義務教育の実態に基づき、中国義務教育に関する全面的な実証的・法的考察を行う。具体的には、素質教育と道德教育の実証的な考察を踏まえ、教育法整備の必要性について論じる。そのうえ、中国の教育立法体系に存在する問題点および義務教育の現状分析により明らかになった諸課題（第1章参照）を踏まえ、教育法整備についていくつかの視点を提示する。さらに、これまでの義務教育法における問題の点検と実証的な検討から明らかになった現状に鑑み、義務教育立法の再整備と執行の確保という二つの角度から義務教育の改善と、今後の義務教育法制化および義務教育の質向上のための提案を示す。

最後に、まとめと今後の課題について述べる。

本論文の到達点と成果は、次のように要約される。

(1) 実態調査とインタビューの結果に基づき点検・検証した結果、中国では素質教育と道德教育が再三にわたって強調されたものの、これらの指導指針となる国の「基準」、「要綱」自身に欠陥が存在することが明らかになった。

(2) ここ30年、教育法の次第的な整備と法意識の提唱により、義務教育の量的普及が実現できたものの、素質教育や道德教育の実状に象徴されるように質の保証まで確保できていない。

すなわち、「応試教育」に対する批判・反論として提起された素質教育は、13、4年も前（2019年時点で）よりすでに指摘されたカリキュラム編成科目が多すぎることなどの古い課題が依然として存在し、今日においても克服されていない。また、今日の義務教育の現場において、「陰陽時間割」に象徴されるように素質教育が理念通りに実現できず変容してしまっている。同時に、道德教育については、次のような指摘が可能である。現行の小中学校道德教育要綱の教育内容の少なくとも一部分は現実社会と離反している。従来 of 愛国主義、抽象的な政治教育および知識主義である道德教育方針は、すでに道徳的な現代社会作りにそぐわない。道德教育は抽象的に過ぎ、愛国・愛党（国と中国共産党を愛する）思想が過度に強調され、道德教育が知識化され、実践力が乏しく、子どもの受容性が低い。学校と地域社会の緊密な連携・協働を生かした実践的な道德教育の展開が不十分であり、道德教育に対する学校と教師の重視度が低い。

(3) これらの課題の根源を探ってみれば、義務教育に係る現行法が理念通りに徹底されず形骸化されていること、また法の整備不足が非常に深刻であることが目に付く。これらの課題を徹底的に解決しない限り、素質教育および道德教育はただのスローガンに帰する。今後の中国にとって、質の高い義務教育を実現させるためには、現行制度にメスを入れて、抜本的な改革が必要である。

(4) 中国の教育立法体系について、縦横二つの方向から理論分析した結果、教育法制化の遅れ、法体系の不備、立法技術の立ち遅れ、さらに法の執行力が弱いなどの問題点が浮き彫りとなった。教育発展の推進に教育法の整備が喫緊の課題であり、法体系の整備に取り組むことが今後中国の教育改革上必要不可欠な課題であるという結論に至っている。

(5) そのうえ、「教育投入法」（教育経費投入法）をはじめ義務教育関連法の立法の加速、現行義務教育関連法の適時改正、全国人民代表大会と常務委員会の主導的な地位の発揮と強化、法執行を確保するためのメカニズム作り（意識アップ、「問責」の規範化、教育監督の強化）、法律条文の適正性、厳密さへの配慮などを提言する。

#### 1. 創造性について

本論文は、実証的・法的考察の前提として、既存の資料に満足することなく、遼寧省における義務教育現場（12の小学校）について独自の詳細な実態調査を行い、これを解釈論・立法論にフィードバックさせている。また、インタビューにおいては、的確な質問によって担当者の本音を聞き出すことに成功している。こういった努力により、いくつかの新たな知見をもたらしており、その新規性について自覚的に表現できていて、関連研究分野への貢献が明確である。以上のことから、創造性においては優れている。

#### 2. 論理性について

本論文では、適正な論証手続きに基づき仮説を検証し、一貫性のある展開から結論が導かれている。まず、中国の教育法全体に対する理解と体系的な構成の整理を通して、教育立法の特徴と問題点を明らかにするとともに、現行の実定法における義務教育の関連法規を概観する。次に、義務教育法の改正の背景、理由および特徴を明らかにし、改正前後の比較を経て新設された法律条項からその立法意義を捉えると同時に、法制定における新たな問題点を析出し、検討の素材を提示する。それから、学校教育の制度、現状を統計データからマクロ的に把握し、義務教育の現状とその問題点を自ら行った実態調査やインタビューの結果に基づき実証的な考察を行い、最後に、教育法体系の整備への注意点とこれまで析出された義務教育問題に鑑み、法的視座より義務教育のよりよい段階への推進に必要な提案を試みる。このように論理性は優れている。

#### 3. 厳格性について

先行研究を、教育の質、素質教育、道德教育、法的研究との四つの分野よりそれぞれ渉猟し、さらに大量の中日文献資料を参考にされている。当該分野における理論研究の現状と最新進展は把握できている。よって、厳格性においては達成できている。

#### 4. 発展性について

本論文は、周到な考察・検討に基づき、中国における義務教育の改革について積極的な方向性を示している。特に、義務教育法の形骸化、法整備の不足などの課題について明確で具体的な提言がなされており、今後大きく発展する可能性がある。

審査委員会における審査委員の合議によって、本論文は、創造性、論理性、厳格性、発展性のいずれにおいても本研究科所定の基準に達成できていると判定し、審査結果を「合」とする。

論文審査結果

⊕・否

審査委員

(氏名) 石 龍 輝

(氏名) 田中 輝 宏

(氏名) 荻 川 和 彦

(氏名) 朝 水 宗 彦

(氏名) 立 山 結 毅